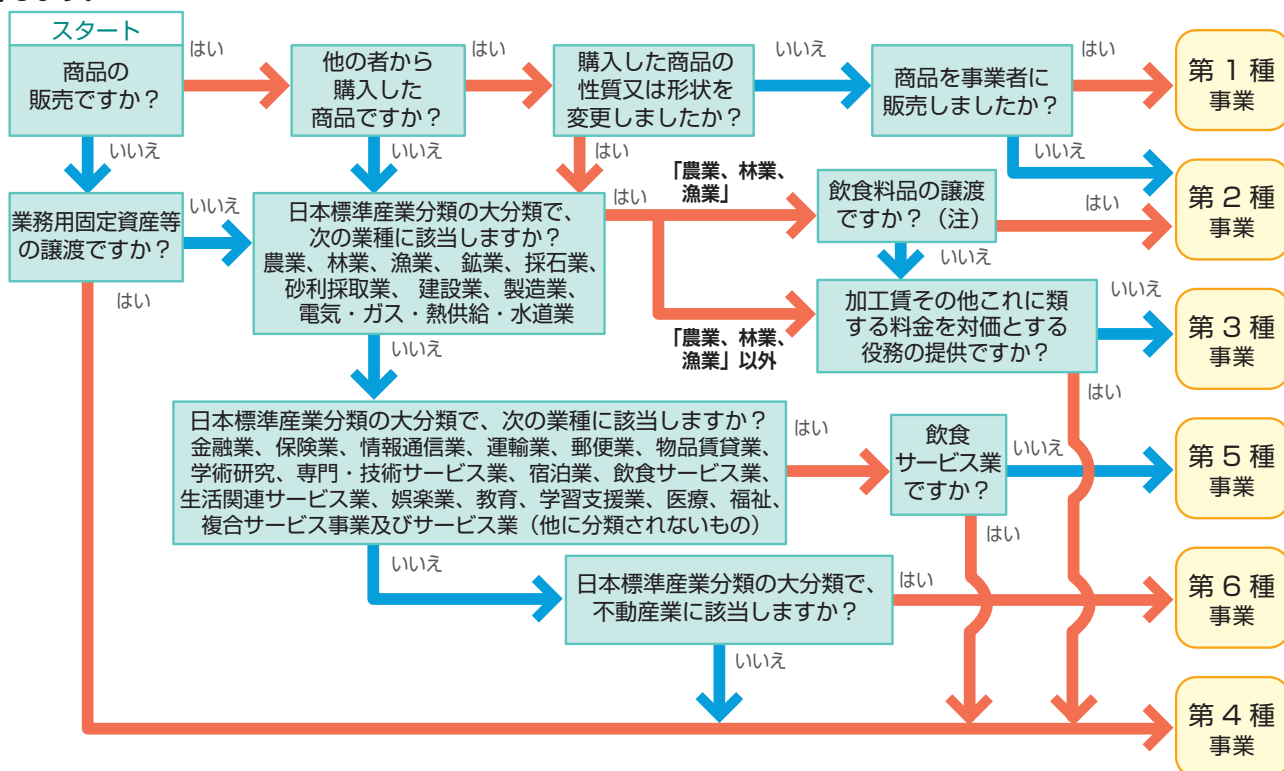


事業区分の判定フローチャート

- このフローチャートは、事業区分の判定に当たっての目安です。事業区分については、20ページも参照してください。
- 事業区分の判定は、原則として、取引単位ごと（課税資産の譲渡等ごと）に判定し、それぞれ第1種から第6種までのいずれかに区分します。



(注) 令和元年10月1日から、簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡」に係る事業区分は、第3種事業（みなし仕入率70%）から第2種事業（みなし仕入率80%）へ変更となりました。

- ※ 個々の判定は、社会通念上の取引単位を基に行いますが、資産の譲渡と役務の提供とが混同した取引で、それぞれの対価の額が区分されている場合には、区分されたところにより、個々に事業の種類を判定することになります。
- ※ 「購入した商品の性質、又は形状を変更しましたか?」という判定では、例えば、次のような行為は性質及び形状を変更しないものと判断します。
 - ・ 商標、ネーム等を添付又は表示すること
 - ・ それ自体を販売している複数の商品を詰め合わせる
 - ・ 液状等の商品を販売容器に収容すること
 - ・ ガラス、その他の商品を販売のために裁断すること
- ※ フローチャートで、取引が「他の者から購入した商品の譲渡」及び「製造小売業」に該当しない場合は、日本標準産業分類（大分類）の製造業等の分類を基準に、これらの製造業等として一般的に行われる資産の譲渡等に該当するかどうかの判定を行います。
- ※ 日本標準産業分類上、製造業等に該当することとなっても、対価の名称のいかんを問わず、他の者の原料若しくは材料又は製品等に加工を行い、その加工等の対価を受領する役務の提供は第4種事業に該当します。

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、おおよその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

なお、判定が難しい場合や、さらに詳しく知りたい場合は、所轄の税務署にお尋ねください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科目	課否	課税売上げにならないもの
売上（収入）金額 （雑収入を含む）	△	社会保険診療収入（非）
		商品券等の販売代金（非）
		土地売却代金（非）
		受取利息（非）
		住宅家賃（非）
		保険金（不）
		国外取引収入（不）
		輸出取引等収入（免）
		対価性のない補助金（不）

消費税課税取引判定表（農業所得用）

科目	課否	課税売上げにならないもの
販売金額	△	輸出入取引等収入（免）
	○	
家事消費金額	○	
	▽	種苗等による事業消費
雑収入	△	対価性のない補助金（不）
		保険金（不）
		受取利息（非）
小計		
農産物の棚卸高	期首	
	期末	

記号の意味

- 課税売上げになるもの
- △..... 大部分は課税売上げになるが、課税売上げにならないものもあるもの
- ▽..... 大部分は課税売上げにならないが、課税売上げになるものもあるもの
- 非..... 非課税となるもの
- 不..... 消費税の対象とならないもの（不課税取引）
- 免..... 免税となるもの